

心身に障がいのある方に

●知的障がい、身体障がい、精神障がいのある方のサービスについて(子どもを含む)

《各福祉事務所 障害者支援課》

葵 区	☎ 221-1099 ・ ☎ 254-6322
駿 河 区	☎ 287-8690 ・ ☎ 287-8660
清 水 区	☎ 354-2106 ・ ☎ 352-0323
蒲原出張所	☎ 385-7790 ・ ☎ 385-3110

手帳の交付

心身に障がいのある方に交付します。この手帳により各種行政サービスや税制上の優遇措置等を受けることができます。

- 身体障害者手帳……………(赤色)
- 療育手帳……………(緑色)
- 精神障害者保健福祉手帳……………(青色)

手当等

障がいの状況により手当等が支給されます。

認定基準や金額など、詳しいことは各福祉事務所障害者支援課までお問い合わせください。

名 称	対 象
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の子どもを監護している方
特別障害者手当	重度障がい重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がいのある方
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がいのある子ども
静岡県重度心身障害児扶養手当	身体障害者手帳1～3級、療育手帳Aを有する20歳未満の在宅の子どもを監護している方
心身障害者扶養共済制度(任意加入)	①知的障がいのある方 ②身体障害者手帳1～3級の方 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で①又は②と同程度と認められる方



医療費の助成

障がいのある方を対象とした次のような医療費の助成制度があります。

名 称	対 象
重度心身障害者医療費助成	心身障がいのある方が疾病により治療を受けたときの保険診療分の自己負担金及び訪問看護における基本利用料を助成します。ただし、内部障害3級及び65歳以上で市民税課税世帯の方は、一部支給制限があります。 【対象】 ①身体障害者手帳1級・2級及び内部障害3級の方 ②療育手帳Aの方 ③特別児童扶養手当1級の受給資格者 ④療育手帳B、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかを持ち6歳以下かつ小学校就学前の方 ⑤重度心身障害児扶養手当の受給資格者のうち所得制限により特別児童扶養手当支給停止の方 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級の方
入院医療費助成	精神科病棟に1か月を超えて入院している方に、月単位で自己負担の一部(上限10,000円)を助成します。
自立支援医療費(更生医療、精神通院医療)	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自己負担が原則1割に軽減されます。ただし、所得に応じて利用者負担上限月額が設定されます。

障害者総合支援法による自立支援給付

(自立支援医療費は「医療費の助成」の欄で紹介しています)
次のような障害福祉サービスを利用するときは、担当窓口
に支給申請をしてください。調査の上、サービスの支給を決定
した後、受給者証を交付します。

※平成25年4月1日から難病患者もサービスを利用できるようになりました。

◆訪問系サービス…在宅で訪問を受けたり、短期間一時的に施設での介護等を受けるサービスです。

介護給付費	居宅介護(ホームヘルプ)
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	短期入所(ショートステイ)

◆日中活動系サービス…通所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

介護給付費	生活介護
	療養介護
訓練等給付費	自立訓練(機能訓練)
	自立訓練(生活訓練)
	就労移行支援
	就労継続支援(A型)
	就労継続支援(B型)
	就労定着支援
	自立生活援助

◆居住系サービス…入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

介護給付費	施設入所支援
訓練等給付費	共同生活援助(グループホーム)

◆地域相談支援…住居の確保などの地域生活に移行するための相談支援や単身障がい者の常時の連絡体制を確保し、緊急の事態などの相談支援を行います

地域相談支援給付費	地域移行支援
	地域定着支援

◆その他の自立支援給付

計画相談支援給付費	障がいのある方が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の見直しを行った場合に支給します。
補装具費	身体障がいのある方(子ども)に対し、補装具の購入・借受・修理費用を支給します。(原則、かかった費用の1割の自己負担あり)
高額障害福祉サービス等給付費	障害福祉サービス、介護保険の介護給付等対象サービスの自己負担額の合計が著しく高額であるときに支給します。特定の障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合、利用者負担の一部を支給します。
特定障害者特別給付費	施設入所支援または、共同生活援助を利用する低所得者に対し、食費・居住費等の自己負担分を軽減するために支給します。
療養介護医療費	療養介護のうち、医療に係るものを受けたときに支給します。

児童福祉法による障害児施設給付

次のような児童福祉サービスを利用するときは、担当窓口
に支給申請をしてください。調査の上、サービスの支給を決定
した後、受給者証を交付します。

◆通所サービス

障害児通所支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援

◆相談サービス

相談支援給付	障害児相談支援
--------	---------

障害者総合支援法による地域生活支援事業(主なもの)

- ◆障害者等相談支援事業(知的障害)
知的障がいのある方に対し、福祉サービスや支援施設の利用
援助や相談、情報提供、療育支援を行います。
○サポートセンターコンパス北斗
葵区慈悲尾180 ☎278-7828 ☎277-3019
○アグネス静岡
葵区城北117 ☎249-2833 ☎249-2831
○静岡済生会療育センター令和地域支援・相談室
「やさしい街に」
駿河区曲金五丁目3-30 ☎285-0789
○障害者相談支援センターわだつみ
清水区駒越西二丁目10-10 ☎335-1031 ☎335-7821
- ◆障害者等相談支援事業(身体障害)
身体障がいのある方に対し、福祉サービスや支援施設の利用
援助や相談、情報提供を行います。
○障害者生活支援センター城東
葵区城東町24-1 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟1階
☎249-3222 ☎209-0230
○ひまわり事業団ピアサポート
駿河区曲金五丁目4-58 ☎287-5588 ☎287-4922
○清水障害者サポートセンターそら
清水区庵原町219-18 ☎366-7781 ☎366-7780
- ◆障害者等相談支援事業(精神障害)
精神障がいのある方に対し、福祉サービスや支援施設の利用

援助や相談、情報提供、住宅入居等支援を行います。

- 静岡市支援センターなごやか
葵区城東町24-1 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階
☎249-3189 ☎209-0163
- 静岡市支援センターみらい
駿河区曲金三丁目1-30 南部保健福祉センター3階
☎285-8871(電話相談) ☎285-8870
- はーとぱる
清水区村松原三丁目14-8 ☎337-1746 ☎336-7655
- ◆手話通訳者、要約筆記通訳者派遣事業
聴覚障がいのある方などが官公庁、病院、学校にでかけるとき
などで、意思の疎通に支障がある場合に派遣します。
- ◆日常生活用具費の助成
障がいのある方に対し、障がいの種類と程度に応じ、各種用具
の購入費用を助成します。
- ◆移動支援事業
屋外等での移動が困難な障がいのある方に対し、移動支援の
利用に要する費用の一部を助成します。
- ◆地域活動支援センター
障がいのある方等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の
提供、社会との交流の促進などを行います。
○静岡光の家LASC
駿河区馬淵四丁目10-18 ☎285-5473
- ゆあメイン
駿河区富士見台一丁目16-18 ☎266-4471・☎266-4472
- 静岡市支援センターなごやか
葵区城東町24-1 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階
☎249-3189 ☎209-0163
- 静岡市支援センターみらい
駿河区曲金三丁目1-30 南部保健福祉センター3階
☎285-8871(電話相談) ☎285-8870
- はーとぱる
清水区村松原三丁目14-8 ☎337-1746 ☎336-7655
- ◆福祉ホーム事業
低額な料金で、住居を求めている心身障がいのある方に対し、
居室その他の施設を提供し、日常生活上の援護を行います。
○ワーク春日 (定員6人) 葵区春日三丁目3-10
☎221-1630 ☎221-1631
○ピロスのいえ (定員10人) 駿河区新川一丁目18-1
☎654-2800 ☎654-2801
○ピロスのいえ馬淵(定員10人) 駿河区馬淵二丁目9-13
☎654-2800 ☎654-2801
- ◆盲人ホーム事業
マッサージ、はり、きゅう師の免許をもっている視覚障がいのある
方で、雇用されることが困難な人に、必要な技術指導を行います。
○静岡医療福祉センター「ライトホーム」
駿河区曲金五丁目3-30 ☎282-2944 ☎287-7982
- ◆訪問入浴サービス事業
家庭での入浴が困難な重度の身体障がいのある方のお宅を
訪問し、入浴サービスを提供します。
- ◆日中一時支援事業
障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息
を図るため、施設における日中の一時的な見守り、その他の
支援に要する費用の一部を助成します。
- ◆身体障害者運転免許取得費補助事業
自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助します。
- ◆身体障害者自動車改造費補助事業
肢体不自由1~2級の障がいのある18歳以上の方に対し、自
らが所有し、運転する自動車の改造費を補助します。
- ◆点字広報・声の広報等
「点字広報」「声の広報」「点字市議会だより」「声の市議会だ
より」を提供します。
- ◆発達障害者支援センター運営事業
自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、学習障がいなどの発達
障がいのある方に対し、相談支援、発達支援及び就労支援など
を行います。
○静岡市発達障害者支援センター「きらり」
駿河区曲金五丁目3-30 ☎285-1124 ☎285-1125

その他の福祉サービス

紙おむつの支給	<p>在宅の重度障がいのある方に紙おむつ券を交付します。年間200円券最大120枚</p> <p>【対象】 ①身体障害者手帳1～2級 ②療育手帳A ③特別児童扶養手当1級の方 ※①～③のいずれかに該当する方で所得税非課税世帯(高齢者の紙おむつ受給者、生活保護受給者は対象外)</p>
タクシー利用料金の助成	<p>在宅の重度障がいのある方の社会参加の促進、生活圏の拡大を目的にタクシー利用券を交付します。年間550円券最大24枚(車いす用タクシー利用券の場合、年間500円券最大48枚)</p> <p>【対象】 ①身体障害者手帳1～2級(視覚障がい、肢体障がい、内部障がいの方) ②療育手帳Aの方</p> <p>【対象外】 ①聴覚、音声言語、そしゃく機能障がいのある方 ②施設入所者 ③3か月以上の長期入院者 ④自動車税または軽自動車税の減免を受けている方</p> <p>【車いす用タクシー券】 補装具として電動車いす、リクライニング式車いす、ティルト式車いすの費用の支給を受けている方、または介護保険で同仕様の車いすのレンタルをされている方で、障害の級別が1～3級(下肢障がい又は体幹障がいに限る)の方は、車いす用タクシー利用券の交付も受けられます。</p>
重度身体障害者住宅改造費補助	<p>重度障がいのある方が、住宅の生活環境改善を図るため、住宅を改造するとき、80～100万円を限度として助成します。ただし、所得等により支給制限があります。</p> <p>【対象】 下肢または体幹、視覚障がいのある方で、身体障害者手帳1～2級の方</p> <p>【受付】 静岡市社会福祉協議会 葵区地域福祉推進センター ☎249-3183 清水区地域福祉推進センター ☎371-0305</p>
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語及び健全な発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成します。</p> <p>【対象】 以下の全てを満たす方。 ①18歳未満の児童。 ②両耳の聴力レベルが30dB以上、70dB未満。 ③身体障害者手帳の交付を受けていない。 ④専門医に補聴器を装用することにより言語の習得等の効果が一定程度期待できると判断されたこと。</p> <p>【助成対象】 軽度中等度難聴用補聴器、高度難聴用補聴器、重度難聴用補聴器(ポケット型、耳かけ型)、耳あな型補聴器(レディメイド、オーダーメイド)、骨導式補聴器(ポケット型、眼鏡型)、FM型受信機、FM型ワイヤレスマイク、オーディオチューン、イヤーマールド</p> <p>【助成額】 補聴器の購入に要した費用の額(基準額に達した際は基準額)の3分の2に相当する額。</p>
交通費助成	<p>精神障がい者の生活圏を拡大することにより社会参加を促進することを目的に交通費を助成します。電車・バスの利用実績に応じ年6,000円上限。</p> <p>【対象】 精神障害者手帳1～3級の方</p> <p>【対象外】 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で、他の助成を受けている方</p>

地域リハビリテーション推進センター (リハ・パークしずおか) (身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所)

☎ 249-3182 ・ ☎ 209-0103

地域リハビリテーション推進センターは、身体障害者手帳、療育手帳の作成や福祉事務所が行う身体・知的障害者の更生援護に関して指導、判定など専門的な援助を行います。

- ◆対象
身体や18歳以上の知的に障がいのある方とその家族。
- ◆所在地
葵区城東町24-1(案内図P67)
- ◆開所時間
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

こころの健康センター

こころの健康センター ☎ 262-3011 ・ ☎ 262-3060

- ◆所在地: 葵区柚木1014 静岡市急病センター 2階
 - ◆開所時間: 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
- こころの健康センターは、こころの健康の保持・増進、精神障がいのある方の福祉の増進を図るために設置された精神保健福祉センターです。精神保健福祉に関する相談(予約制)のほか、以下の事業を行っています。
- ◆うつ病や依存症の方のための回復プログラム
 - ◆こころの健康についての関心と理解を深め、対応力を身につけることを目的とした講座や家族教室など
 - ◆支援者向けの研修など

精神保健福祉に係る相談事業

内容	相談日	時間	場所	申し込み
精神科医による精神保健相談	毎月第1火曜日	午後1時30分～3時45分	葵区役所 障害者支援課	221-1589 (予約制)
	毎月第3火曜日		駿河区役所 障害者支援課	287-8690 (予約制)
	毎月第4水曜日	午後2時～4時15分	清水区役所 障害者支援課	354-2168 (予約制)
酒害相談	毎月第4金曜日	午後1時30分～3時45分	静岡市保健所	249-3174 (予約制)
一般精神保健福祉相談(精神科受診、居宅生活支援、就労等)	月曜～金曜日 ※時間は予約時に決定		葵区役所 障害者支援課	221-1589
			駿河区役所 障害者支援課	287-8690
			清水区役所 障害者支援課	354-2168
			清水福祉事務所 蒲原出張所	385-7790
てるてる・ハート(メンタルヘルスに関する電話相談)	月～金	午後1時～4時		262-3033
りんどう相談室(自殺者ご遺族のためのメンタルケア来所相談)	月・水・金	午前中(予約制)	こころの健康センター	262-3011
精神保健福祉に関する来所相談	月・水・金	午前中(予約制)		

《各福祉事務所 生活支援課》

葵区	☎ 221-1080 ・ ☎ 251-1090
駿河区	☎ 287-8656 ・ ☎ 287-8804
清水区	☎ 354-2205 ・ ☎ 352-9221

民生委員・児童委員

静岡市では、現在1,196人の民生委員・児童委員(葵区463人、駿河区315人、清水区418人)がそれぞれの担当地区内の生活困窮者、お年寄り、障がいのある方、母子家庭などのいろいろな福祉の問題について相談に応じています。

生活保護

私たちの一生には、思いがけない病気や事故などによって、自分の力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。

生活保護とは、生活に困っている人が、精一杯の努力をしてもなお生活していけないときに、一定の基準に従って健康で文化的な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

静岡市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、法に基づく福祉サービスを行う市の福祉事務所と連携しながら各種の福祉事業を行っています。

名称	住所	電話	FAX
本部	葵区 城内町1-1 (静岡市中央福祉センター内)	255-7127	653-0039
葵区地域福祉推進センター	葵区 城東町24-1 (城東保健福祉エリア内)	249-3183	209-0128
駿河区地域福祉推進センター	駿河区 南八幡町3-1 (静岡市地域福祉共生センター内)	280-6150	286-9545
清水区地域福祉推進センター	清水区 宮代町1-1 (はーとびあ清水内)	371-0292	367-2460

- ◆地区社会福祉協議会(地区社協)支援事業
地域住民が主体となる活動が充実・発展するよう、地区社協の運営や活動への協力、地域課題の情報提供(共有)、新たな取り組みの紹介など、様々な支援に取り組んでいます。
- ◆ボランティア活動推進事業
ボランティア・市民活動センターを拠点として、ボランティア活動への助言、育成指導、連絡調整、相談業務を行っています。
- ◆総合相談支援事業
様々な生活上の困りごとや悩みごとについての相談を行っています。
- ◆おもちゃ図書館
障がいのある子どもも、ない子どもも一緒に楽しく安心して遊んでもらうために、市中央福祉センター内(葵区城内町)、清水社会福祉会館内(清水区宮代町)に開設しています。
- ◆共同募金(赤い羽根、歳末たすけあい)
毎年10月1日から12月31日まで、地域の福祉向上のために募金活動の実施を支援しています。
- ◆生活福祉資金
低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯に民生委員・児童委員の相談援助のもと、必要な資金の貸し付けを行っています。
借入れを希望する方は、各区の地域福祉推進センターにご相談ください。
- ◆日常生活自立支援事業
市内在住で判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで、日常生活に支障のある方の金銭管理や福祉サービスの利用手続きのお手伝いをします。
詳しくは、社会福祉協議会 地域福祉推進課 権利擁護係(☎273-8090)へ相談してください。

